

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に規定する各種学校については、<u>大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下「要綱」という）第2条第7号から第10号のすべてに該当すること。また、その設置者は、要綱第2条第2号及び第3号に該当すること。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>推進校の設置者は、前項により指定された内容を変更しようとするときは、あらかじめ大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更申出書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>推進校の設置者は、第3項により指定された内容のうち授業料を変更しようとするときは、前項の変更申出書を提出するまでに授業料の改定に係る協議様式（様式第4号）を教育長に提出し、第2条第5項に定める事前協議を行い、その承認を得なければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「規則」という。）第1条第1項第4号に規定する各種学校については、<u>学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に準じた教育を行うとともに、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱第2条第6号から第10号のすべてに該当すること。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 推進校は、前条各号の遵守状況について、教育長の求めに応じて報告を行うものとする。</p> <p><u>（新規）</u></p>

6 教育長は、第4項に定める変更申出書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、変更の承認又は不承認の決定を行い、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更承認通知書（様式第5号）又は大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更不承認通知書（様式第6号）により、その内容を通知する。

7 推進校は、前条各号の遵守状況について、教育長の求めに応じて報告を行うものとする。

第4条（略）

2 推進校の設置者は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定辞退申出書（様式第7号）により、当該推進校の指定の辞退を教育長に申し出ることができる。ただし、辞退にあたっては、次年度入学生の進路選択及び在校生の就学支援に支障がないようにするとともに、あらかじめ教育長に協議しなければならない。また、当該申出後は、生徒募集の記載事項として明示するなど、当該推進校の指定の辞退を申し出ていることを明らかにしなければならない。

3（略）

4 教育長が第1項及び前項の規定に基づく推進校の指定の取消しを行った場合は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定取消通知書（様式第8号）により、その内容を通知する。

第5条（略）

附則（略）

附則（略）

附則

（施行期日）

この要綱は、令和2年 月 日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（新規）

第4条（略）

2 推進校は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定辞退申出書（様式第3号）により、当該推進校の指定の辞退を教育長に申し出ることができる。ただし、辞退にあたっては、次年度入学生の進路選択及び在校生の就学支援に支障がないようにするとともに、あらかじめ教育長に協議しなければならない。また、当該申出後は、生徒募集の記載事項として明示するなど、当該推進校の指定の辞退を申し出ていることを明らかにしなければならない。

3（略）

（新規）

第5条（略）

附則（略）

附則（略）

（新規）

様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

印

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定申出書

本法人は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に定める条件に同意の上、推進校の指定を受けたいので、同要綱第3条第1項の規定により指定を申し出ます。

記

1 指定を申し出る学校等

学校名	課程・学科・コース名	授業料(単位:円)		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定を申し出る場合は、その旨を記載すること。
※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 添付書類

- 学則(別表含む)
- 生徒募集要項

担当者氏名	
電話番号	

様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

印

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定申出書

本法人は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に定める条件に同意の上、推進校の指定を受けたいので、同要綱第3条第1項の規定により指定を申し出ます。

記

1 指定を申し出る学校等

学校名	授業料		
	授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計
	円	円	円

※一部の課程、学科及びコースに限定した指定を申し出る場合は、その旨を記載すること。

2 添付書類

- 学則(別表含む)
- 生徒募集要項

担当者氏名	
電話番号	

様式第2号

教私第 号
年 月 日

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更承認通知書

年 月 日付けの申出について、下記のとおり指定しましたので通知します。

記

1 指定内容等

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 指定の条件

- 教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。
- 入学者選抜において所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に不利にならないよう配慮すること。
- 授業料（授業料と表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、当該推進校に在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用として学則上規定しているもの。なお、PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。以下同じ。）やその他の費用負担に関し、納付の時期、方法等について、分納、後納を認めるなど適切に配慮すること。
- 授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。又は、授業料が標準授業料を超えている場合には、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、当該私立高等学校等の設置者が、給付型奨学金の交付、当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える分の差額を負担すること。
- 授業料の改定に際しては、生徒の就学に十分配慮するとともに、理事会で正式な議決を得る前に、あらかじめ教育長に協議すること。
- 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下「要綱」という）第2条第7号から第10号のすべてに該当すること。また、その設置者は、要綱第2条第2号及び第3号に該当すること。

様式第2号

私第 号
年 月 日

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定通知書

年 月 日付けで申し出のあった標記について、下記のとおり指定します。

記

1 指定学校名等

- 学校（〇〇制）
- 学校（〇〇制）

2 指定の条件

- 教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。
- 入学者選抜において所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に不利にならないよう配慮すること。
- 授業料（授業料と表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、当該推進校に在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用として学則上規定しているもの。なお、PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。以下同じ。）やその他の費用負担に関し、納付の時期、方法等について、分納、後納を認めるなど適切に配慮すること。
- 授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。又は、授業料が標準授業料を超えている場合には、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、当該私立高等学校等の設置者が、給付型奨学金の交付、当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える分の差額を負担すること。
- 授業料の改定に際しては、生徒の就学に十分配慮するとともに、理事会で正式な議決を得る前に、あらかじめ教育長に協議すること。
- 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省告示第13号）第1条第1項第4号に規定する各種学校については、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に準じた教育を行うとともに、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱第2条第6号から第10号のすべてに該当すること。

様式第3号

文 書 番 号
年 月 日

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

印

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更申出書

本法人は、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に定める条件に同意の上、推進校に指定されている内容を変更したいので、同要綱第3条第4項の規定により指定の変更を申し出ます。

記

1 変更を申し出る内容

(変更前)

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

(変更後)

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定を申し出る場合は、その旨を記載すること。
※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 適用年月日 年 月 日

3 添付書類

- 学則（別表含む）
- 生徒募集要項

担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	

(新規)

様式第4号

授業料の改定に係る協議様式

設置者名 学校名 担当者名 担当者連絡先	大阪府への協議年月日 年 月 日
-------------------------------	---------------------

1. 授業料改定の内容

(1) 改定の額

(2) 改定予定時期

2. 改定を行う理由及び充当支出科目（具体的に記載してください。）

(1) 理由

(2) 授業料改定に伴う充当支出科目

3. 教育条件、経営状況にかかわるデータ、資料

以下の内容がわかる資料を提供してください。

(1) 教育条件にかかわるデータ、資料

教育課程表及び授業時間数

教員一人当たり生徒数

生徒一人当たりの消費的教育費

生徒一人当たり教職員人件費

生徒一人当たり教育研究費

(2) 経営にかかわる資料

計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）

改定により経営に及ぼす影響を示す資料

（新規）

様式第5号

教 私 第 号
年 月 日

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更承認通知書

年 月 日付けの申出について、下記のとおり指定内容を変更しましたので通知します。

記

1 変更内容等

学校名	過程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 指定の条件

- (1) 教育力の向上に向け、さらなる特色づくり、魅力づくりに取り組むとともに、その情報発信に努めること。
- (2) 入学者選抜において所得制限を設けるなど、所得が低いことを理由に不利になることがないよう配慮すること。
- (3) 授業料（授業料と表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、当該推進校に在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用として学則上規定しているもの。なお、PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。以下同じ。）やその他の費用負担に関し、納付の時期、方法等について、分納、後納を認めるなど適切に配慮すること。
- (4) 授業料を教育長が別途定める標準的な授業料（以下「標準授業料」という。）以下の額とすること。又は、授業料が標準授業料を超えている場合には、保護者等の所得水準が教育長が別途定める額である者に対して、当該私立高等学校等の設置者が、給付型奨学金の交付、当該授業料の減免等を行うことにより、標準授業料を超える分の差額を負担すること。
- (5) 授業料の改定に際しては、生徒の就学に十分配慮するとともに、理事会で正式な議決を得る前に、あらかじめ教育長に協議すること。
- (6) 私立高等学校等のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に規定する各種学校については、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱（以下「要綱」という）第2条第7号から第10号のすべてに該当すること。また、その設置者は、要綱第2条第2号及び第3号に該当すること。

（新規）

様式第6号

教私第 号
年 月 日

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定内容変更不承認通知書

年 月 日付けの申出について、不承認としましたので通知します。

(新規)

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

印

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定辞退申出書

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第4条第2項の規定により、大阪府私立高校生等就学支援推進校の指定の辞退を申し出ます。

1 指定の辞退を申し出る学校等

学校名	課程・学科・コース名	授業料(単位:円)		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定の辞退を申し出る場合は、その旨を記載すること。
※課程、学科又はコース毎に授業料等が異なる場合は、それぞれ記載すること。

2 辞退の理由

担当者氏名	
電話番号	

大阪府教育長 様

(申出者)
設置者所在地
設置者名
代表者名

印

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定辞退申出書

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱第4条第2項の規定により、大阪府私立高校生等就学支援推進校の指定の辞退を申し出ます。

1 指定の辞退を申し出る学校等

学校名	授業料		
	授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計
	円	円	円

※一部の課程、学科又はコースに限定した指定の辞退を申し出る場合は、その旨を記載すること。

2 辞退の理由

担当者氏名	
電話番号	

様式第8号

教 私 第 号
年 月 日

設置者代表者様

大阪府教育長

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定取消通知書

大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱

第4条第1項（職権による取消）
 第4条第3項（学校による申出）

の規定により、下記のとおり指定の取消しを行いましたので通知します。

記

（新規）

1 取消し内容

学校名	課程・学科・コース名	授業料（単位：円）		
		授業料として表示しているもの	その他経常的納付金	合計

2 適用年月日